確　認　書

（様式2）

（生産緑地法第８条第２項に規定する施設関係）

以下の留意事項の内容を確認したうえで、□にレ印を記入してください。

（１）　適正な管理

　　□ 周辺の生活環境に悪影響を及ぼすことのないよう適正に管理します。

□ 設置後も設置基準の適否を把握するための立入り調査等に協力しなければならないことを理解している。

　　□　設置基準に適合していない場合は、原状回復命令等の指示に従わなくてはならないことを理解している。

（２）　固定資産税

　　□　設置箇所の敷地については、場合によっては宅地並み課税となることを理解している。

（３）　相続税及び贈与税納税猶予

　　□　設置箇所の敷地については、場合によっては相続税及び贈与税に係る納税猶予が受けられないことを理解している。

　　□　納税猶予を受けている場合は、生産緑地地区内行為許可申請を行う前に税務署と協議を行っている。

（４）　関係法令

　　□　設置しようとする建築物等が、当該地域の用途地域の種別において設置可能なものであることを確認している。

　　□　設置しようとする建築物等が、農地法ほか必要な各種法令に適合するものであるか確認しており、必要な許認可等に係る手続きを行います。

（５）　その他

　　□　設置箇所の敷地において、許可を受けた施設以外（宅地等）に転用することができないことを理解している。

　　□　許可を受けた内容について変更が生じた場合は、再度許可を受ける必要があることを理解している。

　　□　（２号施設の場合）許可要件に関わる内容で、事業計画書の内容に変更が生じた場合も、再度許可を受ける必要があることを理解している。

　　□　（２号施設の場合）市から事業内容の報告を求められた場合は、速やかに報告する必要があることを理解している。

　　□　（２号施設の場合）設置施設を廃業する場合は，速やかに農地に復元した後，「生産緑地地区内行為廃止届出書」を提出しなければならないことを理解している。

　　□　許可対象行為の完了後、速やかに完了届を提出します。

　以上について、確認しました。

　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名